

一般社団法人日本炎症性腸疾患学会専門医制度規則

第1章 総則

第1条（目的）一般社団法人日本炎症性腸疾患学会（以下、本学会）は、潰瘍性大腸炎とクローン病などの炎症性腸疾患（以下、IBD）における研究、教育および診療の向上を図るとともに、国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

第2条（認定）本学会は前条の目的を達成するために専門医制度委員会を設置し、この規則に従ってIBD専門医（以下、専門医）、IBD連携専門医（以下、連携専門医）、IBD指導医（以下、指導医）、ならびにIBD指導施設（以下、指導施設）、IBD指導関連施設（以下、関連施設）を認定する。

第3条（専門医像）IBD専門医は、基本領域専門医の見識を基本として、IBDの病態・診断・検査・治療を系統的に理解し、高い専門性をもった医療を提供して国民の健康に貢献する。IBD診療に関連する新しい医学、医療を学ぶ姿勢を持ち、診療科横断的なチーム医療ならびに病診・病病などの連携医療、地域内での連携医療を過不足なく遂行する使命がある。

第2章 専門医制度委員会

第4条（業務）専門医制度に関するすべての問題を検討する。

2 専門医、連携専門医、指導医ならびに指導施設、関連施設を審査し、理事長に答申する。

第5条（選出）専門医制度委員会の委員長および委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 担当理事は理事長とする。

第6条（任期）委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 専門医の申請資格

第7条（申請資格）新たに専門医の認定を申請する者（以下、専門医新規申請者）は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす必要がある。

- 1) 日本国の医師免許証を有すること。
- 2) 本学会の会員であること。
- 3) 申請時において、日本専門医機構が認定する基本領域もしくはサブスペシャリティ領域の学会の専門医の資格を有すること。
- 4) 本学会が認定した指導施設または関連施設において、通算1年以上IBDの臨床研修を行っていること。

- 5) 本学会が主催する学術集会および教育セミナーにそれぞれ1回以上出席していること。
- 6) 過去に筆頭演者または共同演者として、IBDに関する学会発表を1回以上行っていること。他申請者との重複も可能とする。
- 7) これまでに症例経験として、IBDの診療実績を満たしていること。
- 8) 4)、6)、7)を満たしていない場合は、連携専門医(第5章)を1回以上更新していることに加えて、本学会が主催する学術集会で筆頭演者または共同演者として1回以上学会発表していることをもって専門医試験の受験資格を得ることができる。
- 9) 例外規定として、上記資格を満たしていない場合でも、理事が認めたものは専門医試験を受験することができる。

第4章 専門医の認定方法

第8条(申請方法) 専門医新規申請者は、次の各号に定める申請書類を専門医制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 専門医申請書
- 2) 経験症例レポート

第9条(審査) 専門医制度委員会は毎年1回申請書類により受験資格についての審査を行い、有資格者を対象に専門医試験を実施する。認定審査の期日および必要事項はホームページに公示するものとする。

第10条(認定および認定証の交付) 理事長は専門医制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て専門医として認定し、その者に対して、専門医認定証を交付する。

- 2 認定料を納付すべきものとする。
- 3 認定証の有効期間は交付の日から5年とする。

第5章 連携専門医の申請資格

第11条(申請資格) 新たに連携専門医の認定を申請する者(以下、連携専門医新規申請者)は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす必要がある。

- 1) 日本国の医師免許証を有すること。
- 2) 本学会の会員であること。
- 3) 申請時において、日本専門医機構が認定する基本領域もしくはサブスペシャリティ領域の学会の専門医の資格を有すること。
- 4) 本学会が主催する学術集会および教育セミナーにそれぞれ1回以上出席していること。
- 5) IBDの診療経験を有すること。
- 6) 地域を統轄しているIBD指導医より認証を受けること。

第6章 連携専門医の認定方法

第12条（申請方法）連携専門医新規申請者は、次の各号に定める申請書類を専門医制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 連携専門医申請書

第13条（審査）専門医制度委員会は毎年1回申請書類により受験資格についての審査を行う。認定審査の期日および必要事項はホームページに公示するものとする。

第14条（認定および認定証の交付）理事長は専門医制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て連携専門医として認定し、その者に対して、連携専門医認定証を交付する。

- 2 認定料を納付すべきものとする。
- 3 認定証の有効期間は交付の日から3年とする。
- 4 3年後に1回以上の更新をすることにより、専門医の受験資格を取得することができる。

第7章 指導医の申請資格

第15条（申請資格）新たに指導医の認定を申請する者（以下、指導医新規申請者）は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす必要がある。

- 1) IBD 専門医であること。
- 2) 申請時に継続5年以上本学会会員であること。
- 3) IBD に関連する学会（JSIBD 学術集会もしくは日本専門医機構認定領域の学会（総会・地方会は問わない））での発表、かつ論文発表（国際的識別子(DOI)の付与されたものであれば言語は問わない）を行っていること。（共同演者・共著者可）
- 4) 難病指定医であること。
- 5) 本学会が認定した指導施設または関連施設において、通算1年以上IBDの臨床研修を行っていること。

第8章 指導医の認定方法

第16条（申請方法）指導医新規申請者は、次の各号に定める申請書類を専門医制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 指導医申請書

第17条（審査）専門医制度委員会は毎年1回申請書類により受験資格についての審査を行う。認定審査の期日および必要事項はホームページに公示するものとする。

第18条（認定および認定証の交付）理事長は専門医制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て指

導医として認定し、その者に対して、指導医認定証を交付する。

- 2 認定料を納付すべきものとする。
- 3 認定証の有効期間は交付の日から5年とする。

第9章 専門医、連携専門医、指導医の資格喪失

第19条（資格の喪失） 次の各号に該当する者は専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て専門医の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して専門医・連携専門医・指導医としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、専門医・連携専門医・指導医として不適当と認められたとき。

第20条（復活、再申請） やむを得ない事情により取り消された専門医資格は審査の上復活を認めることがある。

- 2 前条第3号によって取り消された者は原則として5年間再申請できない。

第10章 指導施設、関連施設の申請資格

第21条（資格） 指導施設は原則として次のすべての条件を満たす必要がある。

- 1) IBD 診療を扱う病院あるいは医院である。
- 2) 指導医が1名以上常勤していること。
- 3) 指導医として活動するのに十分な診療体制がとれていること。
具体的には、IBD 診療の研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。
- 4) IBD 患者が入院可能な病床を有する、あるいは有する施設と密接な連携をとれていること。

第22条（関連施設） 指導施設の条件を満たなかった場合、関連施設の設置を認める。関連施設は、前号2～4を満たさないが、指導施設の指導医が非常勤で診療、または専門医が常勤し、指導体制がとられていることとする。申請は、指導施設の代表指導医が行うこととする。

第11章 指導施設、関連施設の認定方法

第23条（申請方法） 指導施設申請者は、次の各号に定める申請書類を専門医制度委員会に提出する。

- 1) 指導施設申請書

第24条（審査） 専門医制度委員会は申請書類によって審査を行い、指導施設の認定を行う。認定審査の期日および必要事項はホームページに公示するものとする。

第25条(認定および認定証の交付)理事長は専門医制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て指導施設、関連施設を認定し、その指導施設に対しては認定証を交付する。

2 指導施設および関連施設の要件を満たしている限り認定証の有効期間は設けない。

第12章 指導施設、関連施設の資格喪失

第26条(資格の喪失)次の各号に該当する者は専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て指導施設、関連施設の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、指導施設としての資格を辞退したとき。
- 2) 第22条に定められた指導施設、関連施設としての条件が満たされなくなったとき。
- 3) その他、専門医制度委員会が指導施設、関連施設として不相当と認められたとき。

第13章 専門医、連携専門医、指導医の更新方法

第27条(更新の期間)専門医、指導医は5年毎、連携専門医は3年毎の更新を必要とする。

第28条(更新資格)専門医、連携専門医、指導医の更新のためには、それぞれ各号の条件を満たす必要がある。

- 1) 現在専門医、連携専門医、指導医である。
- 2) 専門医、連携専門医、指導医は本学会会員である。
- 3) 専門医は過去5年間に下記更新条件を満たす。

- ・本学会学術集会に1回以上参加する。
- ・セルフトレーニング試験を受ける。

連携専門医は過去3年間に下記更新条件を満たす。

- ・本学会学術集会に1回以上参加する。
- ・セルフトレーニング試験を受ける。

・1回以上更新した際には専門医試験の受験資格を得る。ただし、本学会学術集会での発表経験があること。(共同演者も可)もしくはIBD関連論文の掲載経験があること。(共著者も可)

指導医は過去5年間に下記更新条件を満たす。

- ・IBD専門医であること。
- ・期間中に本学会学術集会もしくはIBDに関連する論文発表(国際的識別(DOI)付与されたものであれば言語は問わない)を行っていること。(共同演者・共著者も可)
- ・難病指定医であること。

第29条(更新方法)更新申請者は細則に定める申請書類を専門医制度委員会に提出し、専門医、連携専門医ならびに指導医は手数料を納付する。

第30条(審査)専門医制度委員会は更新書類によってそれぞれの適否を審査する。

第31条（認定および認定証の交付）理事長は専門医制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て、専門医、連携専門医、指導医として認定し、その者に対して、それぞれの認定証を交付する。

第14章 本制度の運営

第32条 この規則に制定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に定める。

第15章 規則の施行、改廃

第33条 この規則の改廃は委員会の議を経て、日本炎症性腸疾患学会理事会で決定する。

第34条 この規則は、令和5年11月17日から施行する。